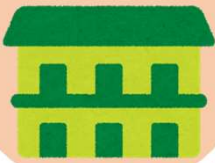


最大30万円！

あわら市での  
新婚生活を  
応援します！

住宅賃借費

住宅取得費  
(新築・購入)住宅  
リフォーム費

引越費

新婚生活に  
かかる費用を  
補助します！

## 《補助対象者》

下記のすべてを満たす世帯

- 令和3年1月1日以降に婚姻届が受理された夫婦
- 婚姻日において、夫婦ともに39歳以下
- 夫婦の合計所得額が500万円未満
- 申請時において、夫婦ともに対象の住宅に住民票があること
- 3年以上継続してあわら市に定住することを誓約すること
- 他の公的制度の家賃補助等を受けていないこと
- 夫婦ともに過去にこの補助金の交付を受けていないこと
- 市税の滞納がないこと
- 暴力団員等でないこと

## 《補助金の額》

上限30万円

合計所得400万円  
未満の世帯

上限10万円

合計所得400万円以上  
500万円未満の世帯

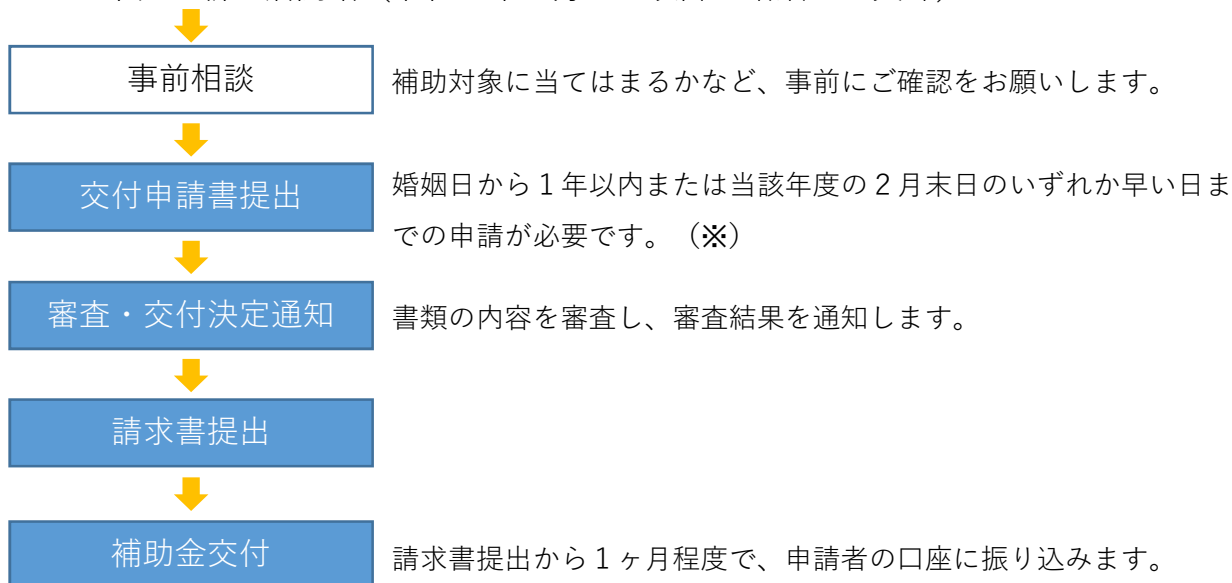
## 《補助対象経費》

	対象となるもの	対象とならないもの（一部記載）
住宅の取得費	住宅の購入費、新築工事費	土地の購入費、増改築工事費 など
住宅のリフォーム費	修繕、増築、改築、設備更新等の工事費	倉庫等の工事費、外構工事費、家電購入・設置費 など
住宅の賃借費	家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料	駐車場代、火災保険料、清掃費 など
引越費用	業者へ支払った費用	レンタカー代、謝礼、処分費 など

※原則として婚姻日以降に支出した経費  
(ただし婚姻日前の経費が認められる場合であっても、令和3年1月1日以降の経費に限ります。)

## 1 補助金交付までの流れ

あわら市内で新生活開始（令和3年1月1日以降に婚姻した夫婦）



（※）当該年度の2月末日までに交付申請した場合、交付申請額が補助上限額に達しなかったときは、補助上限額から当該年度の交付申請額を差し引いた額を、その翌年度に申請することができます。

## 2 必要書類

★ 共通 ★	結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）	
	誓約書兼同意書（様式第2号）	
	婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本	
	前年度分または今年度分の夫婦双方の所得証明書	
	支払い証拠書類の写し	
離職した場合	離職票の写しまたは退職証明書 など	
奨学金を返済している場合	返済額が確認できる書類（所得証明書の証明期間と同期間分）	
住宅を取得した場合	物件の売買契約書または工事請負契約書の写し	
住宅をリフォームした場合	工事契約書または請書の写し	
住宅を賃借した場合	物件の賃貸借契約書の写し	
	住宅手当支給証明書（様式第3号）	

## 3 その他

- ・取得、リフォーム、賃貸した住宅は、夫婦双方または一方の名義で契約されていることが必要です。
- ・結婚を機に退職した場合は、退職した人の所得を0円として算出します。
- ・奨学金を返済している場合は、所得額から年間返済額を控除することができます。
- ・夫婦の合算所得は、前年度または今年度分のうち、少額の方を算出します。

お問合せ あわら市 市民協働課

TEL: 0776-73-8003(直通) FAX :0776-73-1350 メール:ijyu@city.awara.lg.jp